

# 香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱

平成16年3月30日  
告示第210号

改正 平成20年8月1日告示第341号 平成30年3月30日告示第100号  
平成31年3月29日告示第114号 令和2年3月31日告示第107号  
令和3年3月30日告示第163号 令和5年3月28日告示第94号

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱を次のように定める。

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事（県が発注する建設工事をいう。以下同じ。）及び公共工事の施行に伴う測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）の入札及び契約に関する情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表事項及び公表の方法)

第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、同表の中欄に掲げる公表事項をそれぞれ同表の右欄に掲げる場所において閲覧に供する方法により公表するとともに、当該公表事項をインターネットの利用により公表するものとする。

公共工事又は委託業務	公表事項	閲覧場所
公共工事	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定する事項	香川県土木部土木監理課（以下「土木監理課」という。）、香川県小豆総合事務所、林業事務所、土地改良事務所、土木事務所及び香川県高松港管理事務所
	政令第5条第5項に規定する事項	
	政令第7条第1項各号に掲げる事項	
	政令第7条第2項各号に掲げる事項	
	政令第7条第3項に規定する事項	
	予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が250万円を超えるものに限る。） 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	
入札による委託業務	建設コンサルタント等業務に係る発注見通し	土木監理課、香川県小豆総合事務所、林業事務所、土地改良事務所、土木事務所及び香川県高松港管理事務所
	指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称	
	入札者の商号又は名称及び入札金額	
	落札者の商号又は名称及び落札金額	
	委託業務の名称及び場所	
	予定価格 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	
随意契約による委託業務で予定価格が100万円を超	契約の相手方の商号又は名称	公表に係る委託業務の予定価格（簡易公募型プロポーザル方式による場合は、目安額）が2,000万円以上のものである場合は土木監理課、2,000万円未満のものである場合は当該委託業務を執行する課等
	委託業務の名称及び場所	
	契約金額	
	随意契約の相手方の選定理由	

えるもの	予定価格	
------	------	--

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  
(香川県競争入札結果等の公表に関する要綱の廃止)
- 2 香川県競争入札結果等の公表に関する要綱（昭和 57 年香川県告示第 387 号）は、廃止する。

### 附 則（平成 20 年 8 月 1 日告示第 341 号）

この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 30 年 3 月 30 日告示第 100 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 114 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（令和 2 年 3 月 31 日告示第 107 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（令和 3 年 3 月 30 日告示第 163 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（令和 5 年 3 月 28 日告示第 94 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。